

近代公教育と性別役割分業に関する一考察

教育行政学研究室 広瀬 裕子

A Study of Modern Education and Sexual Division of Labour

Hiroko HIROSE

In modern society, there exists sexual division of labour, which is superficially similar to that of patriarchy. And in modern society, the modern idea of sexual equality, which is assimilation of women to men, itself is also the cause of the existence of sexual division of labour.

目 次

- I 課題と方法
- II 女子の能力開花と性別役割分業批判の視点
- III 近代社会と性別役割分業
 - A 近代公教育と性別役割分業
 - B 近代と家父長制
- IV 近代的男女平等と性別役割分業
 - A 教育にみられる近代的男女平等観
 - B 近代的男女平等と性別役割分業
- V 結論

I 課題と方法

第2次世界大戦以前のわが国にあっては、良妻賢母教育にみられるように男女の別によって教育の制度、内容を異なるものにする特性教育が一般に行なわれていた。それは、男女は生まれながらに社会的に異なった役割を負うとする当時の家父長制的な男女の役割分業観にもとづるものだといつてよい。ここにおいては制度的にも内容的にも、わが国の学校教育は男女平等を基本とするような近代的教育制度に至っていないと考えられよう。

しかしながら第2次世界大戦後の学制改革において女子に対する教育は大きく改善された。各学校段階においては男女を同等に取り扱い、両者に同等の教育内容を保障することになり、高等教育も女子に開放された。更に全学校教育段階における男女共学制も一般化するに至るのである。この戦後学制改革における主要な改革原理は、近代的自由・平等をその根幹とする、教育における

男女の機会均等原則であった。そして基本的には当時の機会均等化の方向は、今日にまでひきつがれているといってよい¹⁾。

しかしながらまた一方で我々は、女子の特性教育の存在が今日においてもしばしば指摘されることを視野に入れなくてはならない²⁾。これは単に教育においてのみならず社会生活全般において、性の違いによって社会的な生活領域を異なる性別役割分業³⁾が今日においても広く行なわれていることと無関係ではない⁴⁾。

近代的自由・平等にもとづく男女の平等をかかげた今日の社会および学校教育の場において、いかにして性別役割分業ないしそれにもとづく男女の特性教育の存在が可能となっているのだろうか。小論においてはこの疑問に答えることを目的としながら、今までの理論状況の検討を通して若干の理論的考察を行なうこととする。

II 女子の能力開花と性別役割分業批判の視点

社会生活にみられる性別役割分業は、教育の分野では特性教育としてあらわれ、具体的にはそれは教育における男女の進路の違いとして結果する⁵⁾。この点について具体的な事例の紹介は既にいくつか為されている⁶⁾が、教育と性別役割分業の関係に理論的に立ち入った研究はいまだ十分とはいえない。今日の、教育と性別役割分業の関係を批判的に論じる場合の代表的な視点は、女子の能力開花とのかかわりから特性教育を批判するものである。

布施晶子は「現代社会と女性の進路」⁷⁾の中で、今日

の学校教育にみられる女子の進路に関して次の3点を指摘している⁸⁾。

第1，女子の高等学校進学率が高まったとはいえ、小学校、中学校、高等学校を通じて性別役割分業を強化するような教材に接する機会が多いことなどを考えると、「女子の高校教育については、いまや進学率ではなく、カリキュラムや生活指導、進路指導といった教育内容そのものの内実が問われるべき」こと。

第2、女子の持つ母性という特性を過大視し、自他共に女子の「適性摸索の努力さえ放棄する現実がある」と。

第3、女子が求職活動を行なう場合、「女子であるといふ、その一事だけで、否、その一事ゆえに、就職試験の機会さえ与えられないケースがいかに多いか」ということ。

すなわち「第1」は、形式的には教育機会に関する男女平等は実現したが、教育内容には男女生徒に性別役割分業の意識を固定化し、進路における男女の不平等を生みだすものが多く、問題があること。「第2」は、特性教育は女子の持つさまざまな能力、適性をのばすこととはじめから放棄していること。「第3」は、学校教育の領域のみならず職業の場においても、女子の持つさまざまな適性が考慮されていないということである。

この3点にもとづき今日のわが国にみられる女子の進路の特徴を、布施は「女子の進路を、『母性』としての『特性』の枠内に収斂するべく矮少化し、すべからく、『母性』という一点に人生の『進路』を固定化する社会的役割期待に応える内実をそなえるもの」⁹⁾と規定している。それゆえ結論として「女子が女子であるまえに、まずひとりの人間であり、それゆえに獨得のカオ=適性を摸索する存在であり、適性に応じて人生の進路を歩む過程のなかで、豊かな『人間性』あふれる『母性』をも陶冶し開花させる存在であること」¹⁰⁾が社会的に承認されなければならないことを主張している。

この論にみられる、教育と特性論ないし性別役割分業論とのかかわりに対する理論的視座には次のような2つの特徴があるといえる。

まず第1に、母性という女子の持つ特性を必要以上に重視することに対する反対である。女子が母性という特性を持つこと自体に関して布施は否定しているわけではないが、「女性=母性=家事・育児に専念する存在という機能主義的特性重視の論理が横行する状況下」¹¹⁾においては、「女子が女子であるまえに、まずひとりの人間であ」¹²⁾ることを基本にして女子の教育を考えなければならぬという点が主要な論調となる。

第2に、学校教育が性別役割分業をその主要な女子教育の方向としていることによって、女子の進路選択の自由に制限が加えられるという視点である。

これらの論点は、母性から発想される特性教育が女子の持つきままざまな適性をのばしていないという、今日の教育の中で具体的に現象している問題に対する批判としては的確である。しかし「女子が女子であるまえに、まずひとりの人間であ」という視点から個々の女子の能力開花をめざす方向、すなわち母性重視を批判する方向に性別役割分業批判の理論的立脚点を置くことの是否について改めて検討しなければならない。この問題を検討するためには、公教育として存在する今日の学校教育の中で性別役割分業にもとづく教育が行なわれていることの意味を明確にするところからはじめなければならない。¹³⁾

III 近代社会と性別役割分業

A 近代公教育と性別役割分業

近代の学校教育と性別役割分業の関係を社会的に論じたものに、Madeline MacDonald の「学校教育及び階級と性関係の再生産」(“Schooling and the Reproduction of Class and Gender Relation”¹⁴⁾) がある。MacDonald はカリキュラム研究の中でも教科内容についての理論的研究が不十分だとして、学校文化の構造と内実に焦点をあてようとしている。この視点からの研究は、今日の学校教育では形式的にあれ男女の教育機会均等が実現しており、教育の制度的側面からのアプローチだけでは教育における男女差別の問題が解明しきれなくなっていることを考えると注目すべきものである。しかも今日までの教育内容に関する研究は「教材の中に性別役割分業やそれを好ましいとする要素が存在していることを明らかにしよう」¹⁵⁾ とすることのみに主眼を置くものがほとんどであり、学校文化を構造としてとらえてみようする MacDonald の視点は新しい試みだといってよい。

以下、MacDonald の論における教育と性別役割分業の関係を主要な枠組みとしてとらえてみることにしたい。

MacDonald は小論が性別役割分業という用語で表わしているもの¹⁶⁾に対し、同時に家父長制という用語も当てている。そして資本主義社会においては、これを主にブルジョア的イデオロギーとして位置づける¹⁷⁾。この点に関する検討はのちに行なうことにして、まず MacDonald の主張を簡単にまとめると次のようになる。

すなわち、資本主義生産構造および階級支配を補完す

る形で資本主義と家父長制が合体され、この状況がブルジョアヘゲモニーによって国家の法、政治、教育を通して維持強化されている。言いかえれば、教育はこのヘゲモニー作用の一環を担うものと考えられるということである。ここで2つの点が確認されなければならない。第1に、家父長制がどのような形態で資本主義的生産構造および階級支配を補完しているのか、第2に、教育におけるヘゲモニー作用の形態はいかなるものか、である。

まず第1の点に関して MacDonald はその特徴を「両制度の一体化によって資本主義的生産様式が必要とする労働力の再生産を容易にする」¹⁸⁾ ような形態だと述べ次のような事例を挙げている。

a 家父長制にもとづく男の優越性が、男の割合が高い職種である監督者、支配人、専門家の権威を補強している。

b 労働力の生物学的再生産は家父長制的家庭における妻の無償労働によって担われる。

c 労働力の社会的再生産を、公=男世界、私=女領域という家父長制的考え方にもとづく社会と家庭の分業体制を前提に行なうことによって、男女が異なった形態の労働力に形成される。

d 家庭における妻は、夫にとっての精神的安定の手段あるいは夫の暴力の犠牲となり、夫が職場で被る階級的抑圧、疎外の緩和に貢献する。

e 労働者階級の女の就職は、一方において家事をしなければならないために、技術のいらない低賃金のそしてしばしばパートタイムの、一般に将来性のないような職種に片よりがちになる、等。

このような具体的諸事象としてあらわれる両制度の合体の状況は、「自然発生的なものではなく社会的につくりだされたもの」¹⁹⁾ だと考えられ、したがってそれは意図的に維持されなければならないとする。

次に第2の点、教育におけるヘゲモニー作用の形態がどのようなものか、すなわち、いかにして教育を通してブルジョア家族形態（家父長制的性別役割分業にもとづく家族形態……筆者注）の維持が行なわれているかについてみてみよう。

MacDonald は Basil Bernstein, Pierre Bourdieu 等の学校文化論に依拠しながら以下のように論ずる。

社会的アイデンティティーを形成するインフォーマルな日常経験や日常会話は、フォーマルエデュケーションを創造し、又それの基礎になる。フォーマルエデュケーションもまたそれらの経験を選択し、再焦点づけし、抽出することによって学校文化を構成する。（＝B. Bernstein の de-contextualising に相当する。）学校文化にお

いて主流となる理想的両性関係は結果的にはブルジョアモラルを代表するものになり、子どもたちに内在している男らしさ、女らしさの観念、又両性関係はブルジョア家庭のそれへと変質される。（＝B. Bernstein の re-contextualising に相当する。）具体的に言うならば次のようになる。「それぞれの性にふさわしいとされるふるまいの認識が、特定の学問分野に転化する。全ての学科を学ぶのが可能であるにもかかわらず、各階級の男女は、生物学的性の違いと期待される性の違い、例えば知能、能力、才能、意欲などを混同した新しい性差イデオロギーを学び、その結果、男女が異なった学科を学ぶことがたかも自然であるかのように思われてくるのである。」²⁰⁾

このようにして、学校を通してブルジョア的家庭の維持強化、更には資本主義と家父長制の合体状況の存続が可能になると分析している。

以上のような資本主義と性別役割分業（＝MacDonald の言う、家父長制をひきついだブルジョア家庭のモラル）の関係、および公教育として行なわれる学校教育の社会的位置づけの分析にもとづく観点から有効な特性教育の批判が可能となる。ただ MacDonald の論においてはこのような詳細な現状分析にもかかわらず、特性教育を批判するための明確な理論的方向づけが希薄だといわなければならない。これは、家父長制をブルジョアジーが自らの家庭制度としてひきついだとすることに関する歴史観のあいまい性ともかかわるものである。MacDonald はこの点を現状分析から帰納的に結論づけているが、理論的にも説明する必要がある。

以下、MacDonald の論に欠落している歴史的考察を補いながら、近代における性別役割分業の存在を批判する理論的手がかりを導きだすことについてしたい。

B 近代と家父長制

同権単婚家族は近代の所産であり、そこにおいては妻と夫は平等とされる。この男女平等にもとづく単婚家族は、妻の家内奴隸労働に特徴づけられるそれまでの²¹⁾家父長制的性別役割分業を批判したところから生まれてくる。しかし実際には MacDonald が家父長制と特徴づけたような諸現象は存在しており、それにもとづく男女の不平等が見られる。それではなぜ男女平等にもとづく同権単婚家族を基本とする近代社会に男女不平等を生じさせるような性別役割分業が存在するのでしょうか。

渡辺洋三はこの点について、近代社会にみられる男女の不平等は「前近代的家族のそれとは異なる」²²⁾ として次のように論じている。すなわち渡辺は「資本主義家族

法の出発点において措定される近代市民家族法は、生産の中核的担い手である小市民家族（独立自営農民・都市の手工業者、職人等）を理念型とするものであった²³⁾として、そこにおいて想定される近代家族の中に男女の不平等がみられる構造を次のように述べている。「家族は、生産（経営）の単一な主体であり、生産手段の所有主体である。それは、したがって、対外的に商品交換の主体として単一にあらわれると共に、他方において家族を構成する諸個人は、家族を離れて独立に営業に従事することではなく、それゆえまた独立の権利主体たりえない。近代的家族の下においても、封建的家族とは異なった意味で異なった構造において、家族団体的諸規制が存在し、男女不平等や親子不平等が見られる所以である。」²⁴⁾すなわち、資本主義初期の独立自営農民等を中心とする家族にあっては、その経営的理由から家族員が家に従属し、独立の権利主体たりえなかつたということである。

そして、ここで夫（男）が家計の主体となる必然性について渡辺は、「夫や親が、妻や子にたいして優越的地位をもちうるのは、彼が経営主として、経営や作業に統率力をもっているからである」²⁵⁾と述べる。しかし現実としてそのような状況が多かったということであっても、これを一般的な理論的根拠とすることはできない。この点江守五夫は、同様の視点から婚姻における財産関係に注目して、「婚姻が『物質的投機の対象』をなすという積極的な意味において」²⁶⁾近代になっても前近代的婚姻制度が存在したことを指摘している。すなわち当時の財産関係の法等に言及して、「家父長制社会では、古代でも中世でも、夫婦財産関係は、妻財産を自己の支配のもとにおこうとする夫（夫家）側の要求を主軸として展開してきたといって過言でないが、その点では近代の夫婦財産関係も基本的に変りはしなかつた」²⁷⁾として、それゆえ全財産を管理する夫が経営主になる必然性について説明している。

その後資本主義が発達し、小市民家族にかわって賃労働者家族が多く出現してそれが社会の中で主要な家族形態になるに至っても、その家族の中に同様の分業が存在するが、これに関して渡辺は次のように説明している。「新しく大量に出現する労働者階級にとって、家族の前述の3つの側面（=生産単位、消費単位、共同生活単位の3つの側面……筆者注）のうち第1の側面が消滅したことにより、家族は、消費生活単位と共同生活単位の側面に限定されるに至る。（略）家族生活はいうまでもなく、夫（親）の賃金あるいは、せいぜいそれに妻子の家計補助的賃金を加えたものの上に成り立っている」²⁸⁾（傍

点筆者）ので、「妻や子が生産労働から離脱し、夫（親）の賃金に依存するという関係」²⁹⁾が成立する。すなわち賃労働者の家庭では主に夫が賃労働者として賃金を得てくために、妻子は、それに依存、従属的関係に置かれるということである。

ここで夫（男）が賃労働者として主たる家計維持者となることについて、江守は、この段階に至っても現実には「すぐれて家父長制的な支配関係が残存」³⁰⁾していたために、「妻子の就業そのものも基本的には夫の家父長権力の行使にもとづいて」³¹⁾行なわれ、それゆえ妻子の賃金は家計補助的なものとして位置づけられたことを指摘している。高群逸枝もこの点に関してわが国を例にとって同様の分析を行なっている。高群は次のように言う。わが国では「上からの絶対主義政権がそのみずからの絶対主義の権力下に資本主義方式を輸入し、それを保護し育成しようとして、資本や労働力の蓄積を積極的に手がけ」³²⁾、そのためには「家父長制の奴隸主義が強く利用された」³³⁾。そしてそのような中で婦人労働は、「日本資本主義の半封建性と、日本家族制の封建性ないし半古代性（=古代的家内奴隸労働の性格を指す……筆者注）によって規定され」³⁴⁾ることになり、それは「原則的にいって、家内奴隸労働ないしそれの延長としての家計補助的なものであり、婦人自身の自活のためのものではない」³⁵⁾。

以上の渡辺、江守、高群にみられる論は、近代社会においてもみられる家父長制的男女不平等の存在を、資本主義という近代の経済的側面から説明しようとするものだといえる。一般に資本主義経済段階は、男女平等をも含めた自由・平等という近代的平等思想に対応する経済段階だと考えられているが、江守、高群の分析にもみられるように、資本主義初期にあっては経済機構は資本主義に移行していても、法的・思想的には男女平等が不完全な状態が一般的であり、これによっても資本主義社会の中に家父長制的男女不平等の存在が可能になっていたと考えることもできる。このことがまた逆に、近代における性別役割分業を経済的側面から分析することを可能にし、一定の成果をもたらしていると考えられる。

だが、経済的な近代化のみならず、法的にも思想的にも近代的男女平等が正統な位置を占めるようになった今日においても、旧来のような性別役割分業が広く社会に存在していることを想起するならば、我々は更に、この近代的男女平等の理念と性別役割分業の関係について検討しなければならない。

VII 近代的男女平等と性別役割分業

「男性と対等な自由・独立の存在であることをもとめる女性解放の要求は、近代の人間解放の思想とたたかいとに刺激されて、生まれてきた」³⁶⁾といわれるよう、男女平等の思想は近代の所産である。この男女平等の理念が公式には支配的になった近代社会において、現実に旧来の家父長制的性別役割分業と現象的には同類の分業が男女間にみられるとしても、したがってそれはもはや家父長制的家内奴隸労働の延長としてのみ説明されるものではなく、近代的男女平等が主張される理論的枠組に即して理解されなければならないといえる。

以下、わが国の教育にあらわれた男女平等観の検討を通して、近代的男女平等思想と性別役割分業のかかわりについて検討することにする。

A 教育にみられる近代的男女平等観

わが国の教育が男女平等の視点から近代的なそれになったのは、第2次世界大戦後である。教育基本法第5条（男女共学）の制定（1947年3月31日公布）はその成果をあらわすものである。戦後学制改革期に女子教育に関する改革方針を示したものとしては、教育基本法の他に女子教育刷新要綱（1945年12月4日閣議諒解）、新教育指針（文部省、1946年5月～1947年1月。女子教育に関する部分は1946年10月）などが挙げられる。この後者2つにみられる男女平等の内容を検討することにしたい³⁷⁾。

まず新教育指針における女子教育観をみていくことにする。新教育指針はその「後へん」で、「新日本教育の重点」のひとつとして「女子教育の向上」について述べている。その中で、女子教育を向上させなければならぬ理由を次のように述べている。「これまで日本の婦人の多くは低い教育しか与へられておらず、一人前の個人として社会に立つやうには仕向けられてゐない。しかるに、いま日本がめざす民主主義の社会は、完全な個人を土台とし、男女の差別なく国民の一人々々の自覚と責任との上に、はじめて成り立つものである。だから新しい民主的日本をつくるためには、国民の半数をしめる女子の教育を向上させることが、きはめて大切なことである。」³⁸⁾

このような、女子も「一人前の個人として社会に立つ」ことを主張する女子教育は、戦前のいわゆる良妻賢母教育を主軸とする女子教育とは大きく異なっている。この点に関して同指針も、それまで女子教育の向上がはばまれていた原因は、「一言でいへば、今なほ国民の間に根強く残つてゐる封建的な心持であり、制度である」³⁹⁾と指摘して、封建的な家制度やそれを基盤とする良妻賢

母教育は、「女子の教育のめあても、おのづから、良妻となって家の生活をととのへ、賢母となつたりっぱな子供を生み育てるこにおかれ」⁴⁰⁾、又「良妻とはいひながら、男子から見て都合のよいのを良しとし、教育の結果女子が人として正しい判断をもつやうになることは、よろこばれない傾向」⁴¹⁾にあったと指摘する。そしてこれに対して、新しい教育では「人間性の自由な発達が女子についても重んぜられねばならない」⁴²⁾としている。

ここにみられる女子教育の方針は、男女とも同じく「社会に立つ」人間に育てること、言いかえれば「個人として、国民として」⁴³⁾ 区別なく育てること。すなわち「個人」として、又「国民」として男女は同等ないし同質のものとして扱われなければならないということである。また、女子の特性については、男女を同質の「個人」および「国民」としてとらえる近代的男女平等論の次元からみた時には、つとめて捨象すべき属性として位置づけられる⁴⁴⁾。

次に女子教育刷新要綱にみられる男女平等化の具体的方針をみていくことにする。

同要綱は改革の基本方針を次のように述べている。「男女間ニ於ケル教育ノ機会均等及教育内容ノ平準化竝ニ男女ニ相互尊重ノ風ヲ促進スルコトヲ目途トシテ女子教育ノ刷新ヲ図ラントス」。すなわち男女平等は、ここにおいて男女の教育の機会均等、教育内容の男女「平準化」という具体的な形をとつてあらわれる。そしてこれらを実現させるために、当面「女子ニ対スル高等教育機関ノ開放竝ニ女子中等学校教科ノ男子中等学校ニ対スル平準化ヲ図リ且ツ大学教育ニ於ケル共学制ノ採用」を行なうことが必要であるとして、その措置を細かく指示している。

ここで構想されている男女平等化は、既存の男子教育を基準にして女子の教育の制度、内容をそれと同等のものへと改変していくこと、すなわち女子の教育を男子のそれへと同化させていくことをその基本的方向とするものだといえる⁴⁵⁾。

以上の新教育指針、女子教育刷新要綱にみられる男女平等観をまとめると次のように言うことができる。

近代的男女平等論にもとづいた、教育における男女平等は、男女を「個人として」あるいは「国民として」同等ないし同質の人格としてとらえ、教育の制度、内容に關して男女を同等に取り扱い、そこにおける差別を認めないとすることを内容とする。そして教育制度、内容を男女に關して「平準化」する具体的方向は、既存の男子のそれを基準にしてそこへ女子の教育を近づけ同化させるという方向である。この教育の事例からも推測される

ように、近代的男女平等とは、公式には男子のあり方に女子の存在を近づけることをもってその具体的な内容とするものだということができる⁴⁶⁾。

B 近代的男女平等と性別役割分業

以上のような男女平等の理念が支配的な近代社会において、いかにして生まれながらの性の別によって社会的生活領域を異にする性別役割分業の存在が可能なのであろうか。以下この問題について考察することにする。

近代的男女平等が内容とするものは、男子のあり方に女子の存在を近づける男女の同一化であることは先にみたが、このような男女平等化が公式の場で主要な位置を占めつつある一方で、これによっては解消することのできない男女の生物学的機能の違いが存在することも我々は想起しなければならない。すなわち具体的に妊娠、出産、哺乳という女性特有の生物学的機能の存在である。当然ながら近代的男女平等論は、この生物学的な機能の違いをその理論的視野には入れていない。逆に言えば入れないがゆえに、男女同一化という近代的男女平等論が成立しうるのである。そしてこの平等論に基づきづけられる近代社会は、教育、労働その他のあらゆる公式の場をこの平等論を実現化すべく全ての男女に開放することをその使命とするのである。しかしながら、そのような近代社会の中でみられる以下のような事象に目を向ける必要がある。

まず労働の場に関するいえば、女性が、男性を基準に発想された労働条件に自らを適合させることを目標にするならば、一定の期間女性の労働を不可能にする妊娠、出産機能を犠牲にしなければならない。近代社会における女性のバイオニアとされる人々の中にこのパターンが多くみられる。あるいは逆に妊娠、出産機能を全うすることに価値基準を置くならば、労働を放棄あるいは中断せざるをえない場合が多い。これは今日においても女性離職者の退職理由の約4分の1が結婚、出産となっていることをみてもわかる⁴⁷⁾。又結婚、出産以後も職業を継続した場合には、いわゆる“仕事と家庭の両立”ということが問題にされる。これは、出産および出産を前提とした結婚と職業が多くの場合両立しえなかつたことを理由に、女性の仕事を家庭にあって出産、哺乳、更にその延長として育児、家事にたずさわるべきとする一般的な観念があるために、女性が職業を継続した場合にも、職業の他に育児・家事に従事せざるをえない現状があるからである。そして育児、家事にたずさわる分だけ女性労働者の非労働時間は男性労働者のそれより短縮され、それが睡眠時間、余暇時間の減少となってあらわれている⁴⁸⁾。

すなわち男女同一化という男女平等観の下で、その近代的男女平等観が女性に要求する男性と同一の社会的権利、義務の行使を女性が行なおうとするならば、女性特有の生物学的機能を犠牲にしなければならず、又逆に女性特有の生物学的機能を全うしようとするならば、近代的人格に付与されている社会的諸権利を放棄せざるをえないという矛盾が生じてくる。しかも女性特有の生物学的機能が人類の存続に不可欠のものであってみれば、全ての女性がそれらを犠牲にして社会的諸権利を行使する方向で矛盾の解決を図ることは現実的でなく、多くの場合、妊娠・出産・哺乳に従事するために社会的諸権利を放棄せざるをえないものである。

同様の問題は教育においてもみられる。それが最も端的にあらわれた事例は、学校在学中の女子の妊娠、出産の場合である。この場合、一般には当事者たる女子は学校教育を断念せざるをえない。近年アメリカにみられる、妊娠、出産した高校生のための公立の妊娠学級の設置や、公立高校内における保育室設置の動向⁴⁹⁾などは、この問題性を如実に示すものだといえるだろう。

更に教育におけるより一般的な事例としては次のことを指摘しておかなければならない。近代的男女平等観の下に学校教育が本来想定すべき理想の女性像は、男性と同じく「一人前の個人として社会に立つ」(新教育指針)女性である。しかしながら実生活の場面では先にも指摘したように、女性は男性と同一という意味での「一人前の個人」とは矛盾した存在を余儀なくされており、それにもとづいて女子に対する社会的役割期待も旧来の性別役割分業と類似した内容に変化している。そのため個々の女子は、学校教育が公式に提示している近代的男女平等観に価値基準を置いて性別役割分業を内容とする社会的役割期待を退けるか、あるいは社会的役割期待に応えるべく学校教育での成功を拒否するかという相反する選択を迫られることになるのである。

この問題は、アメリカの大学生に関する井上輝子の次のような指摘の中に明確にあらわされている。「学業成績が良いことは、(略)一般的には高く評価されるから、男子学生と同様、女子学生もある程度の学業水準をかちえようと努力する。男子学生の場合には、学業成績の向上は就職や結婚の条件を引上げることを意味し、それはまた『男』としての理想像に一步近づくことでもある。だが女子学生の場合には、学業成績の向上は必ずしも賞讃や成功に直結しない。なぜならば、何事においても夫が妻よりも一步優れているべきだとする社会通念がある以上、女子学生は自分よりも成績の良い男子学生を結婚相手として選択しなければならず、成績の良すぎる女子

は相手を発見することが困難になるからである。」⁵⁰⁾

このように、近代教育は公式には全ての男女に同等の教育を受ける権利を保障しているにもかかわらず、多くの女子は実質的にその権利行使しえず、社会に根強く定着している性別役割分業の価値観および実態からの強い影響の下に置かれるという構造があるのである。

すなわち教育においても、男女が同一の教育を受けうるというきわめて近代的な権利の行使と、妊娠、出産、哺乳という女性特有の生物学的機能の存在の間には二律背反的矛盾があるといわなければならぬ。

V 結 論

以上、男女平等をかかげる近代社会において、いかにして生まれながらの性の違いによって生活領域を分ける性別役割分業（教育に関しては特性教育）の存在が可能であるのかという問題意識にもとづいて、若干の考察を行なってきた。

この問題を考える場合、一般に性別役割分業と資本主義経済機構とのかかわりに注目して、経済的側面から記述する方法がとられる。そこでは、家父長制的性別役割分業が資本主義経済を補完する形態で近代的に変質して存続するという、両者の関係が解明される。この方法は現状を分析する場合には非常に有効であるが、その理論的帰結として性別役割分業が存在する原因を前近代的な家父長制の存続としてのみ説明することになり、近代的男女平等観との関係を析出するには至らないのである。

しかし近代社会が男女平等を公式理念としてかかげている以上、近代における性別役割分業の存在を前近代的家父長制の遺制としてのみ説明することには問題があるといわなければならない。言いかえれば、近代社会にみられる性別役割分業は、現象的に家父長制下にみられたそれと類似する点はあるとしても、近代的男女平等の思想の下に存在している以上、その思想とのかかわりで説明されることが必要である。

近代的男女平等は、Ⅲ Bで明らかにしたように、男女を同等ないし同質の人格としてとり扱い、男子のあり方に女子の存在を近づけ同化させることをもってその具体的な内容とするものである。ここにおいては男女の生物学的機能の違い（＝女子が妊娠、出産、哺乳の機能をもつこと）は理念的には捨象すべき属性として位置づけられる。すなわち近代社会における公の場は男性を基準に整備され、その上で男女に開放されるのである。そのように整備された場は当然のこととして妊娠、出産、哺乳という女性特有の機能を想定していないために、女性がそ

れらの機能を体現してあらわれた場合、女性がその場に同化することは不可能であり、おのずとその場から排除されることになる。つまり近代的男女平等論は妊娠、出産、哺乳機能を具備した女性をその範囲に想定していないために、多くの女性は、この近代的男女平等論によって公の場から排除されることになるのである。

すなわち、近代社会に性別役割分業が存在する原因是、男性のあり方に女性の存在を近づけ同化させることを内容とする近代的男女平等論そのものにもあるといわなければならない。つまり近代的男女平等論の性格は、近代社会における性別役割分業の存在を可能ならしめているひとつの要因だといえるのである。

以上をもって、小論の結論とするが、これはあくまでも近代公教育における男女差別の問題を考える場合の理論的視角の提示にすぎない。この視角にもとづいた女子教育論の構築は今後の研究課題である。

（指導教官 牧征名教授）

注

- 1) 例えば義務教育段階は男女共学制の下にはほぼ男女全員が就学し、高等学校等への進学率も1980年には女子95.4%，男子93.1%（文部省『我が国の教育水準』1981年）にまで高まった。高等教育機関への進学者数に占める女子の割合も、短期大学を含めると53%近くになっている（文部省『学校基本調査速報』1980年）。
- 2) ただし、戦後学制改革期に提示された教育機会均等化の方向は、実際には男女の特性教育を否定しえないものとして具体化した。（拙稿「戦後学制改革期における男女共学化に関する一考察」『教育学研究』第49巻 第3号、日本教育学会、1982年9月参照）
- 3) 性別役割分業とは、社会生活のさまざまな局面で性の違いにもとづいて行なわれる分業のことを指すが、小論はこの概念を特に社会的事象としてあらわれるもののみを対象として使う。なぜなら sex=生物学的性の違い (a biological fact), gender=社会的現象としてあらわれた性 (a social phenomenon) という Heidi Hartman の規定 (“The Unhappy Marriage of Marxism and Feminism: Towards a More Progressive Union” Roger Dale et al. (eds.) *Education and the State vol. II. Politics, Patriarchy and Practice*, The Falmer Press, 1981) に もとづくならば、sex の次元での分業——具体的には女性が妊娠、出産、哺乳の役割を担うこと——を、批判の対象となっている性別役割分業の範囲に含め、否定的要素とみなすことには疑問が残るからである。生物学的性の違いと社会的な性別役割分業とは別個のもので、一般に男女不平等といわれる諸現象は直接には後者から派生していくと考えなければならない。しかしこの問題の理論的解明は今後の研究に待たねばならない。
- 4) 今日、労働の場をはじめさまざまな社会生活の局面でみられる性差別が、実態的および理念的にこの性別役割分業に根ざしていることは広く知られている。「婦人に対するあ

- らゆる形態の差別の撤廃に関する条約」においても男女の伝統的役割の変更が必要であることが述べられている。
- 5) 例ええば中学校から高等学校へ進学する時点に関して言えば、東京都を例にとると、公私立別では女子の高等学校入学者総数は74,899人でその60%に当る44,684人が私立へ入学し、男子の55%, 41,225人(総数75,473人)よりも多い。又学科別では工業科は公立の男子合計が7,665人、女子合計が420人、私立では男子5,387人、女子0人。逆に家庭科では公立の男子合計5人、女子合計501人、私立では男子47人、女子419人、厚生科では私立女子のみ62人というように男女の進学者数の違いは歴然としている。
- 6) 例ええば、将来構想研究会編『図説女の現在と未来』亜紀書房、1979年、B. シンクレア著、矢木公子、上野千鶴子訳『アメリカ女性学入門』勁草書房、1982年など。
- 7) 『女子教育もんだい』労働教育センター、1980年夏号所収
- 8) 同上、p.17~18
- 9) 同上、p.18
- 10) 同上、p.20
- 11) 同上、p.18
- 12) 同上、p.20
- 13) 布施にこの視点が皆無というわけではない。布施も次のように指摘している。「今日の社会の構造を維持するにあたって、この特性重視論にもとづく女子の進路決定、ひいては性的分業にもとづく家庭生活の維持は、経済的にも社会的にも非常に都合が良い」(布施、同上、p.19)。しかし女子の適性模索を主軸とする論旨に整合的に位置づけられてはいないと考えられる。
- 14) MacDonald in Len Barton et al. (eds.) *Schooling, Ideology and the Curriculum*, The Falmer Press, 1980. MacDonaldは欧米を題材に論じているが、近代社会と性別役割分業の問題に関してはわが国の状況と共通する面も多いため、この問題を理論的に扱う場合には同論文はわが国の問題状況と同じ地平において十分検討に値するものであると考えられ、ここでとりあげた。
- 15) MacDonald ibid. p.41
- 16) 注3) 参照
- 17) MacDonaldはpatriarchy(家父長制)という用語を厳密な意味で歴史的な視点から用いておらず、それゆえなぜ資本主義社会においてブルジョアジーにひきつがれたかについても論じていない。おそらく労働者階級が家父長制の守護にあたらないという点は、K. マルクス『資本論』第1巻13章の大工業制に関する見解の流れをくむものと思われる。
- 18) MacDonald op. cit. p.30~31
- 19) ibid. p.31
- 20) ibid. p.38
- 21) 世界史的には「家父長家族は古代の所産で、ついで中世の夫権単婚家族、近代の同権単婚家族となる」(高群逸枝『女性の歴史 下』講談社文庫版、1972年、p.369)といわれるよう、家父長制は古代的家族制度であるが、近代以前、中世(日本では近世)に至ってもその家族制度の特徴が實際には存在しつづけていることが知られている。(例えれば高群逸枝、同書 上、下など)
- 22) 渡辺洋三『家族と法』法社会学研究5、東京大学出版会、1973年、p.24
- 23) 同上、p.18
- 24) 同上、p.18
- 25) 渡辺洋三「現代家族法の研究課題」家族史研究会編集委員会編『家族史研究1』大月書店、1980年、p.86
- 26) 江守五夫「近代市民社会の婚姻と法——資本主義家族研究の理論枠組のために——」前出『家族史研究1』p.64
- 27) 同上、p.73
- 28) 渡辺、前出『家族と法』p.19~20
- 29) 同上、p.20
- 30) 江守、前出「近代市民社会の婚姻と法」p.73
- 31) 同上、p.72
- 32) 高群逸枝、前出『女性の歴史 下』p.94
- 33) 同上、p.95
- 34) 同上、p.370
- 35) 同上、p.370
- 36) 水田珠枝『女性解放思想史』筑摩書房、1979年、p.4
- 37) 教育基本法第5条(男女共学)に内包されている女子教育の方針に関しては、拙稿「戦後学制改革期における男女共学化に関する一考察」(『教育学研究』第49巻第3号、日本教育学会、1982年9月所収)を参照されたい。同稿においては、教育基本法第5条にあらわされた男女共学の内実は、教育における男女の機会均等と同一であり、それが実際に制度として具体化される段階では、戦前からの女子の特性教育観に影響される可能性があったことを明らかにした。
- 38) 『新教育指針』p.73~74
- 39) 同上、p.74
- 40) 同上、p.74
- 41) 同上、p.74
- 42) 同上、p.74
- 43) 同上、p.75
- 44) あるいはまたこの特性を、「女子も男子と同じように職業につき、社会の生活を直接に受け持ち、経済的に自立」(同指針、p.78)するための手段とすることを啓蒙的に示している。同指針は女教師の責任について次のように述べている。
「とくに教育といふ仕事は女子の特色を活かすのに最もふさわしい仕事である。家庭の教育において、母が一ぱん大切な役目を負うのも、女子が本来子供を育てるを使命とし、そのために必要な多くの性質や能力——例へば温かな愛情、犠牲的精神、ゆきとどいた心づかい、強い忍耐力などをそなへてあるからである。学校教育においても、女教師がこれらの特色をよく活かすならば、男教師の及ばぬ力をあらはすことができる。」(同指針、p.79)
- 45) 戦後学制改革期において実際には女子の教育のみでなく男子の教育も大きく変化した。しかし男子の教育が変化したのは教育の男女同一化から発想されたものというよりは、反軍国主義的視点から戦前の男子教育に変革を迫ったものだと考えるべきで、その新しく構想された男子の教育に女子のそれを近づけ同化させようとしたとするべきである。
- 46) 例えれば和田鶴蔵も、近代的男女平等とは「男女の現象的差異を捨象し、ただ人間であるという点のみに着目して(略)男女を区別しない」ことだと述べている。(和田「男女平等の基礎」有倉達吉、長谷川正安他編『文献選集日本国憲法5平等権』三省堂、1977年、p.158)
- 47) 1973年には25.4%。労働省婦人少年局編『婦人の歩み30年』労働法令協会、1975年、p.258の労働省「雇用動向調査」より。
- 48) NHK放送世論調査所「国民生活時間調査」1980年。1980年の平日を例にとると、女性有職者と男性有職者では、「すいみん」は前者7時間32分、後者7時間51分で、女性有職者の方が24分短くなっている。又「『余暇』行動時間」は前者4時間34分、後者5時間22分で、女性有職者の方が48分短くなっている。
- 49) 北沢杏子「急増する十代の妊娠と中絶」日本子どもを守る会編集『子どものしあわせ』草土文化、1982年9月号所収、参照。
- 50) 井上輝子『女性学とその周辺』勁草書房、1980年、p.98